

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

1 概要

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災をはじめ、林野火災の発生原因の大半は、たき火や火入れなど人為的な要因であることから、林野火災予防の意識を醸成するとともに、こうした行為への対策を講じることで、林野火災予防の実効性を高める必要がある。

2 改正内容

林野火災注意報・林野火災警報の新設

気象状況により市内の林野周辺において、市民等に火の使用制限の努力義務などを課すしくみを新設するもの。

林野火災注意報		林野火災警報	
火の使用制限の注意喚起（努力義務）		火の使用制限（義務）	
内 容	1. 山林、原野等において火入れをしないこと。		
	2. 煙火を消費しないこと。		
	3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。		
	4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。		
	5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。		
	6. 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。		

3 施行期日

令和8年1月1日

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

4 関連条例

長崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例

5 改正内容

長崎市火災予防条例において、**林野火災注意報**が新設されることに伴い、森林等への**火入れの方法**及び**火入れの中止**の基準へ**林野火災注意報を追加**するもの。

現行		改正後
・火入れ中に風勢等により、他に延焼する恐れがあると認められるとき ・強風注意報 ・異常乾燥注意報 ・火災警報	義務	・火入れ中に風勢等により、他に延焼する恐れがあると認められるとき ・強風注意報 ・乾燥注意報 ・火災に関する警報
	新設	・林野火災注意報 ※林野火災注意報が発令された場合の火の使用の制限が努力義務であることを鑑み、火入れの規制及び中止においても同様とする。